

旭川廃棄物処理センター維持管理状況の情報公表

設 置 者 名	株式会社 旭川振興公社 代表取締役社長 赤岡 昌弘
施 設 名 称	旭川廃棄物処理センター
設 置 場 所	旭川市江丹別町共和 2 7 9 - 2
問 合 せ 先	(0 1 6 6) 6 3 - 4 1 5 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別 添 設置許可証のとおり
--	------------------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
施行令第7条第14項ロ	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：令和5年度分(単位：t))

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石綿含有産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型混合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ロ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和5年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和6年 3月13日	異常なし		—

ハ 最終処分場に係る技術上の準基を定める省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術

上の基準を定める省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：令和2年度分)

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和2年9月30日	0 m ³

二 最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項

0 (状況：令和5年度分)

展 開 検 査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実 施 回 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(周縁井戸A又は地下水集排水設備)

(状況：令和5年度分)

地下水の水質検査	基 準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	安定型地下水上流部	令和5年8月9日	令和5年9月21日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0005ppm 未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003ppm 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005ppm 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm 未満
全シアン	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満

テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm 未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0004ppm 未満
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.01ppm 未満
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.004ppm 未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006ppm 未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006ppm 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003ppm 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005ppm 未満
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称に変更（平成29年4月1日施行）

埋立処分開始後（周縁井戸B）

(状況：令和5年度分)					
地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	安定型地下水下流部	令和5年8月9日	令和5年9月6日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0005ppm 未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003ppm 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005ppm 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm 未満
全シアン	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm 未満

四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm 未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0004ppm 未満
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.01ppm 未満
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.004ppm 未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006ppm 未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006ppm 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003ppm 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005ppm 未満

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称に変更（平成２９年４月１日施行）

（浸透水採取設備）

（状況：令和５年度分）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る浸透水を採取した場所	水質検査に係る浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	安定型処分場浸透水排水口	令和５年８月９日	令和５年９月６日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0005ppm 未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003ppm 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005ppm 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm 未満
全シアン	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm 未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0004ppm 未満

一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.01ppm 未満
一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.004ppm 未満
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006ppm 未満
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006ppm 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003ppm 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005ppm 未満

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称に変更（平成29年4月1日施行）

生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

（状況：令和5年度分）

令和 4年度	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の 得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量 又は 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)
4月	安定型浸透水排水口	令和5年04月5日	令和5年04月17日	1.6
5月	〃	令和5年05月10日	令和5年05月22日	2.0
6月	〃	令和5年06月14日	令和5年06月26日	3.3
7月	〃	令和5年07月12日	令和5年07月25日	3.0
8月	〃	令和5年08月09日	令和5年08月24日	3.4
9月	〃	令和5年09月06日	令和5年09月19日	2.5
10月	〃	令和5年10月11日	令和5年10月23日	2.5
11月	〃	令和5年11月01日	令和5年11月13日	2.0
12月	〃	令和5年12月06日	令和5年12月18日	1.9
1月	〃	令和6年01月10日	令和6年01月22日	3.1
2月	〃	令和6年02月09日	令和6年02月21日	2.1
10	〃	令和6年03月13日	令和6年03月26日	4.6

埋立処分終了後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について三月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況：令和5年度分)

	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の 得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量
1回目	—	—	—	—
2回目	—	—	—	—
3回目	—	—	—	—
4回目	—	—	—	—

へ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第二号二及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和5年度分)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	該当なし	—	—

項 目	最終処分場への産業廃棄物の 搬入及び埋立処分中止	措置を講じた 年 月 日	措置の 内 容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。	該当なし	—	—
水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。	該当なし	—	—

(状況：令和5年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)